平成２３年（フ）第１８４号
大分市大字下判田3879番地
債務者　衛藤　孝充
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第６０号
青森県八戸市大字糠塚字蟹沢33番地32
債務者　吉田　春男
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１１７号
松江市西嫁島１丁目３―32　コーポ西嫁島203号
債務者　中林　好信
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２１号
松江市上乃木２丁目17番24号
債務者　加本由美子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月９日まで
松江地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８２号
富山市銀嶺町10番６号、前住所富山市住吉町２丁目３番13―205号　アビテ住吉
債務者　髙見紀美子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２１号
富山市安養坊579番地１
債務者　竹島千津子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２３号
富山市田畠234番地41
債務者　釜谷　辰也
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２４号
富山市田畠234番地41
債務者　釜谷　仙子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２６号
富山県射水市太閤山３丁目89番地、前住所富山市西大沢57番地
債務者　川原　正美
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２７号
富山県滑川市赤浜489番地
債務者　渡邊妃富美
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２９号
富山市上大久保1015番地　コーポ・ロコモーションＣ棟207号、前住所埼玉県越谷市越ヶ谷本町10番８号
債務者　西村　浩光（旧姓津久井）
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１３１号
富山市田畠234番地49
債務者　末上　甚吾
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月10日まで
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５９号
沖縄県那覇市字国場725番地大嶺アパート１階
債務者　石月　恭子
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第９１１号
名古屋市中川区東起町１丁目66番地の１　シティ・ライフ東起103号
債務者　矢野由紀恵
1　決定年月日時　平成23年６月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６号
山口県萩市大字須佐4593番地　山根丁東団地１号
債務者　藤川　輝雄
1　決定年月日時　平成23年６月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月24日まで
山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第２６７号
熊本市上代８丁目２番１―504号
債務者　久保田貞子
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２７０号
熊本県宇土市走潟町415番地２
債務者　松島　　裕
1　決定年月日時　平成23年６月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部